

第4回甲賀市地域医療審議会における岡村謙平委員からの確認事項への回答

令和3年9月市議会における以下3点の一般質問答弁について

- ①信楽中央病院での透析治療の実施（健康福祉部長）
- ②信楽中央病院における人工透析専門診療内科の開設（健康福祉部長）
- ③信楽交番跡地の信楽中央病院進入路としての活用（総務部長）

Q1：答弁では、全ての項目で審議会及び中央病院部会で議論・検討となっているが、地域医療審議会及び信楽中央病院部会においてどのように検討が進められる予定か。
また、その結果について市はどのような手順で中央病院における診療体制の整備等に反映されるのか。

A1：審議会では第5回以降、信楽中央病院のあり方が議題となる予定です。市立医療機関に求められる役割や経営面での検討をいただく中で、市議会における質問内容もご紹介させていただき、議論の参考としていただく考えです。

診療体制への反映については、仮に審議会の議論において①～③が適当とされた場合、市として予算や人事面も含めて実施の可否を判断させていただくこととなります。
またこの際、病院の経営計画である「病院改革プラン」への影響があるならば、部会での審議もお願いすることになろうと考えます。

Q2：地域医療審議会の担当する事務は、甲賀市附属機関設置条例により、「地域医療の体制整備及び市立医療機関の経営に関する事項について調査し、審議すること。」と定められており、令和3年5月13日開催の第2回審議会において、市長から審議会会長に対し「甲賀市立医療・介護機関の在り方について」として3項目の諮問が行われ、審議会における主な論点が「資料4」によって示されている。
審議会において議会質問①～③に関する議論・検討を行うことは条例に定める「担当する事務」に該当するのか。また、資料にある論点と合致するのか。

A2：地域医療審議会は、条例に定める「地域医療の体制整備及び市立医療機関の経営に関する事項について調査し、審議すること。」を担任する常設の附属機関として設置させていただいたもので、令和5年12月までの任期により委嘱させていただいております。
議会質問①～③の内容は、条例の担当事務に含まれると考えられ、審議の対象となり得ると認識しています。

一方、審議会に対し「甲賀市立医療・介護機関のあり方」について、令和5年3月を期限として諮問させていただきましたのは、経営環境や市財政の変化などへ迅速に対応するため、特に優先して審議いただきたいとの考えからです。

資料でお示しした論点案は、あくまでも諮問事項に関するものであり、審議会全体の論点を狭めるものではありません。また審議会は、諮問事項だけを議論いただく場でもありません。

Q3：信楽中央病院部会において所管する事項は、甲賀市地域医療審議会規則により、「病院改革プランの改定並びに実施事項の点検及び評価にかかる事項を調査審議する。」と定められている。

中央病院部会において議会質問①～③に関する議論・検討を行うことは規則に定める所管事項に該当するのか。

なお、信楽中央病院新改革プランの目標年次は令和2年度で終了しているが、令和3年度以降のプランは策定されていない。

A3：先にも述べましたが、「病院改革プラン」への影響があるならば、部会での審議もお願いすることになろうと考えます。

コロナ禍により、国のガイドライン改定が実施されないまま、既存改革プランの目標年次が経過した状況となっています。

他病院の事例では、当面の収支計画など最小限の改定を行っておられるケースもあります。

現時点では、国の方針も市の方針も不確定ですから、部会の事務局である信楽中央病院と調整いただいたうえで、例えば、現体制を前提とした当面の収支計画などをご検討いただければと存じます。

Q4：医療審議会が設置されるまでに、議会で①～③のような質問が行われた際にどのような答弁が行われていたのか。

A4：岡村委員から例示いただいた平成27年度6月議会における人工透析に関する質問に対しては、当時の病院事務部長より「設備投資や専門スタッフの確保、採算ベースの検討も必要となってきますことから、今後経営評価委員会の意見も拝聴しながら、当院が担う役割も含めて今後の検討課題としてまいりたいと思います」との答弁がなされています。

※Qは岡村委員の文書より原文のまま引用しています